

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社椀 の家	生駒市あすか野 南一―二―二	椀の家奈良 中央	磯城郡田原本 町大字大安寺 八四―一二	放課後等デ イサービス	平成二十 六年六月 一日